

船舶インシデント調査報告書

令和6年5月29日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航阻害
発生日時	令和5年8月3日 06時15分ごろ
発生場所	香川県丸亀市丸亀港北西方沖 丸亀港昭和町防波堤灯台から真方位337° 1.09海里付近 (概位 北緯34° 19.3′ 東経133° 45.6′)
インシデントの概要	旅客フェリーひろておんは、北進中、左舷船首甲板上に海水が滞留して運航が阻害された。
インシデント調査の経過	令和5年8月3日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	旅客フェリー ひろておん、243トン 144441、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、備 讃フェリー株式会社（A社）
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海） 機関長、四級（機関）（履歴限定）（機関限定）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 1、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 下げ潮の末期
インシデントの経過	<p>本船は、船長及び機関長ほか2人が乗り組み、旅客21人を乗せ、車両4台を積載し、丸亀市江の浦港に向け、船長が操船して丸亀港を出港した。</p> <p>船長は、出港操船の後、甲板手と操船を交代して書類の記入等を行っていたところ、甲板手の声で左舷船首甲板上に海水が滞留していることに気づき丸亀港北西方沖で機関を停止した。</p> <p>本船は、船長が運航管理者に状況の報告を行うとともに海上保安庁に通報し、運航を中止して丸亀港に帰港することとしたが、航行中に、滞留した海水は自然排水した。</p> <p>機関長は、丸亀港を出港する際、可動甲板及びランプドアを操作して船首部の開口部を閉鎖する作業を行っていた。</p> <p>本船は、船首部に車両乗降用のランプドア及び可動甲板を有しており、車両乗降時に潮汐の干満により車両甲板と岸壁との段差が生じた際、可動甲板を上下させ、車両積載後に可動甲板を下げて船首部の水密を保つ構造であった。（図1、2参照）</p>

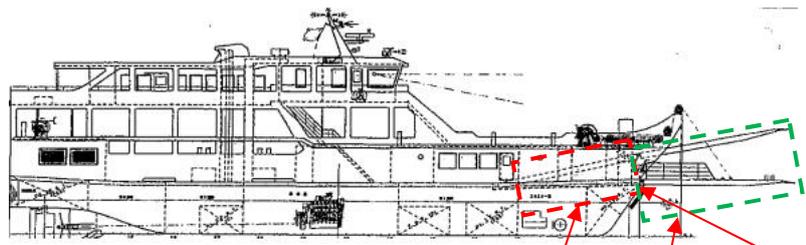


図1 本船（側面）

海水浸入箇所
ランプドア
可動甲板
海水滞留部

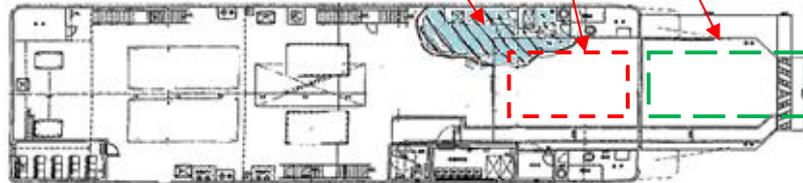


図2 本船（平面）

A社は、本インシデント後、可動甲板等について点検を行ったが、異常は発見されなかった。

A社は、本インシデントについて検証を行い、本船の可動甲板の船首の開口部が完全に閉鎖されていない場合、海水が浸入し、船首部の車両甲板上に滞留することを確認した。

分析

本船は、航行中、可動甲板が完全に閉鎖されていないことから、船首部の開口部から海水が浸入して左舷甲板上に滞留し、運航が阻害されたものと考えられるが、可動甲板が完全に閉鎖されなかった経緯を明らかにすることはできなかった。

原因

本インシデントは、本船が、航行中、可動甲板が完全に閉鎖されていないため、船首部の開口部から海水が浸入して左舷甲板上に滞留したことにより発生したものと考えられる。

再発防止策

A社は、本インシデント後、次の再発防止策を講じた。

- ・ 出港前に船内可動甲板の閉鎖状況を船長及び機関長が再度確認することとした。
- ・ 航海速力に達した後、乗組員が可動甲板スカッパを目視で確認し、浸水の有無を確認することとした。

今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- ・ ランプドアを有する船舶の船長は、航走中、ランプドアの水密が保たれていない場合、隙間から海水が船内に打ち込み滞留する危険性があるので、出航時に水密状況を必ず確認すること。